

府中若松苑ショートステイ 利用料金表 令和7年1月1日改定

1日あたりの介護福祉施設サービス費 (A)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
		704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位		
1日あたりの介護保険単位数	1日あたりの加算 (B)	夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18 単位 合計 18 単位						
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)/月 < (A+B) > ×13.6%	98 単位	107 単位	118 単位	127 単位	137 単位		
介護保険単位数合計 /日		820 単位	897 単位	983 単位	1,063 単位	1,142 単位		
月あたりの利用料自己負担分 ※単位数×10.83円の額の負担割合分		1割	888 円	972 円	1,065 円	1,152 円	1,237 円	
		2割	1,776 円	1,943 円	2,129 円	2,303 円	2,474 円	
		3割	2,664 円	2,915 円	3,194 円	3,454 円	3,711 円	
日額利用料金			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	1割負担	第4段階 (減額なし)	食費 2,020 円/日 居住費 2,066 円/日	4,974 円	5,058 円	5,151 円	5,238 円	5,323 円
		第3段階②	食費 1,300 円/日 居住費 1,370 円/日	3,558 円	3,642 円	3,735 円	3,822 円	3,907 円
		第3段階①	食費 1,000 円/日 居住費 1,370 円/日	3,258 円	3,342 円	3,435 円	3,522 円	3,607 円
		第2段階	食費 600 円/日 居住費 880 円/日	2,368 円	2,452 円	2,545 円	2,632 円	2,717 円
		第1段階	食費 300 円/日 居住費 880 円/日	2,068 円	2,152 円	2,245 円	2,332 円	2,417 円
	2割負担		食費 2,020 円/日 居住費 2,066 円/日	5,862 円	6,029 円	6,215 円	6,389 円	6,560 円
	3割負担		食費 2,020 円/日 居住費 2,066 円/日	6,750 円	7,001 円	7,280 円	7,540 円	7,797 円

- ・府中市(3級地)の単価は1単位 10.83円となり、単位数×単価の1割・2割又は3割が自己負担分となります。介護保険の自己負担分に食費・居住費を加えた額が、日額の利用料となります。
- ・料金表の額は概算となり、端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。
- ・施設のサービスまたは人員体制等の変更により、算定する加算の変更および料金が増減する場合があります。

介護保険以外の料金

電気代	50円/日	コンセント使用の有無にかかわらず、居室での電気使用量としてご負担いただきます。
飲料代	50円/日	施設内で提供する紅茶やコーヒー、水分ゼリー等の飲料にかかる費用として頂きます。
電気器具使用料	100円/日	テレビレンタル料金としてご負担いただきます。
クラブ活動費	実費	レクリエーション等や行事の材料費につき、実費相当額を負担いただきます。
理美容代	実費	理美容サービスを利用された場合にお支払いいただきます。
引き落とし 手数料	300円 /回	利用料の口座引き落としを行うにあたっての手数料になります。
立替え手数料	1,000 /月	理美容代等の立替え払いにおける手数料
日常生活品	実費	生活品(ティッシュ・電池・歯ブラシ等)の購入費用
その他	実費	ご希望により購入する健康維持等の為の栄養補助食品、施設備品以外の介護用品や機器、施設でご用意する以外の衛生材料など個人使用を希望して購入する全ての物

その他の加算・個別加算の料金(1割負担で表記)

送迎加算	410円/一往復	送迎を行なった場合
緊急短期入所受入加算	98円/日	居宅サービス計画に予定されていない緊急的な利用の場合 (最大7日間まで算定)
療養食加算	7円/食	医師の指示により療養食を提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	130円/日	若年性認知症の利用者が利用された場合

<居住費・食費の負担減額>

対象者の状態		区分	1日の居住費	1日の食費
以下に該当しない方		第4段階	2,066円	2,020円
世帯全員が 市町村民税 非課税	前年の年金収入額とその他合計所得金額の合計が120万円超の方 (預貯金が単身500万円以下、 夫婦1,500万円以下)	第3段階 ②	1,370円	1,300円
	前年の年金収入額とその他合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 (預貯金が単身550万円以下、 夫婦1,550万円以下)	第3段階 ①	1,370円	1,000円
	前年の年金収入額とその他合計所得金額の合計が80万円以下の方 (預貯金が単身650万円以下、 夫婦1,650万円以下)	第2段階	880円	600円
	生活保護受給者 あるいは高齢福祉年金受給者	第1段階	880円	300円

(食費内訳：朝食570円 昼食690円 おやつ70円 夕食690円)

※ 注意事項

- ① 負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。
施設に提示されない場合は、第4段階としての扱いになります。
- ② 前日の午前10時までに欠食の申し出があった場合には欠食分の食事代は請求しません。
それ以後の申し出の場合は実費をご負担いただきます。(キャンセル料)
- ③ 法改正や経営状況により、食費や居住費を変更する場合があります。その際にご連絡いたしますので、ご協力をお願い致します。

<料金の減免措置>

市民税課税世帯の方に対する食費・居住費負担額の特例減免措置

※生活相談員にご相談ください。

事業の概要

申請に基づいて「生計が困難である」と認められた方や個室の利用が認められた生活保護受給者

に対して、区市町村から「確認証」が交付されます。

サービス利用者の方が、軽減を実施している介護サービス事業所からサービスを受ける際、この

確認証を提示することで、利用者負担額が 1/4 軽減され、3/4 となります。

(老齢福祉年金受給者は半額、生活保護受給者の個室居住(滞在)費は利用者負担なし)

平成 25 年 8 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、平成 25 年 8 月 1 日より特例措置を
実施しています。

事業に関するお問合せは、下記へご連絡ください。

介護保険課介護保険担当(電話 03-5320-4291、FAX03-5388-1395)

東京都福祉保健局ホームページより